

## 住所表示の変更に伴う手続き（前号の続き）

前号に引き続き、住所表示の変更に伴う手続きについてお知らせします。

なお、掲載されていない項目や手続きの詳細については、業務関連機関に直接お問合せください。

### ❖ 県の関係

○次の項目は手続きの必要はありません。（主なものを掲載）

分類	項目	
住民生活	自動車保管場所証明(車庫証明)	
保健・医療 福祉・衛生	一般特定疾患重症認定	小児慢性特定疾患医療受給券
	養育医療券	育成医療券
	戦傷病者手帳	医師、歯科医師免許
	保健師、助産師、看護師免許	理容師、美容師(免許証又は免許証明書)
	あん摩マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師(免許証又は免許証明書)	
建設業等	建設業の許可	競争入札参加資格
	建築士事務所の登録	二級建築士、木造建築士の登録
	宅地建物取引業免許	

○次の項目は手続きの必要はありませんが、一部、取扱いにご注意いただくものです。

項目	必要な手続き等	県の窓口
パスポート(旅券)	住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所を自分で訂正してください。(ただし、他ページに書き込むことはしないでください。)	県旅券センター Tel028-638-3811 県南県民センター Tel0282-23-8008
公的個人認証電子証明書	そのまま利用できます。ご希望される方は、有料で、合併後に新市名の証明書の再発行を受けることができます。	(新市の本庁舎及び総合支所で再発行されます。)
自動車運転免許	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に手続きをしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、右記の窓口で手続きをしてください。	運転免許センター Tel0289-76-1100 栃木警察署 Tel0282-25-0110 藤岡警察署 Tel0282-62-0110

○次の項目は、手続きが必要となるものです。（手数料は無料）手続きの詳細については、表に記載の窓口までお問合せください。なお、手続きにあたって、住所表示の変更を証する「証明書」が必要になる場合は、合併日以降に新市の本庁舎及び総合支所等において交付を受けてください。（発行は無料）

分類	項目	必要な手続き等	現在の担当課
法人関係	学校法人の寄附行為	合併日以降、寄附行為の変更をしたときに遅滞なく、「寄附行為変更届」を提出してください。	県文書学事課 Tel028-623-2050
	宗教法人の登記事項	合併日以降、規則変更後に「事務所の所在地変更届」を提出してください。	
	私立学校の学則 (学則に学校の位置を記載している場合)	合併日以降、学則を変更しようとするときに、「学則変更届」を提出してください。	
	特定非営利活動法人の定款変更	合併日以降、定款の事務所所在地変更を行った場合、届出が必要です。(届出は所管の行政庁に行ってください。)	県民文化課 Tel028-623-2580 (栃木市市民生活課、又は内閣府の場合もあり)
	社会福祉法人の定款変更	合併日以降、定款(事務所の所在地)の変更を行ったとき遅滞なく変更届を提出してください。	県の法人所管課 (医事厚生課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課)
医療法関係	病院・診療所開設等	【法人が開設する診療所】 合併日までに、開設許可事項中一部変更許可申請書を提出してください。 【個人が開設する診療所】 合併後10日以内に、開設届出事項中一部変更届を提出してください。	県南健康福祉センター Tel0285-22-0302
	医療法人の認可	定款を変更した時に、医療法人定款一部変更認可申請書を提出してください。	
柔道整復師法関係	施術所の届出	合併日後10日以内に、変更届書を提出してください。	